

高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費の細目)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の細目は別表1から別表3に掲げるものとする。

(事業計画書)

第3条 要綱第6条第1項に規定する補助金交付申請書に添付する事業計画書は、別紙1から別紙6まで及び別紙8のうち実施する事業の内容に係るものを添付するものとする。

(補助の変更)

第4条 要綱第9条第1項の規定により事業費に変更がある場合、変更等承認申請書には見積の根拠となる資料並びに別紙1から別紙6まで及び別紙8のうち実施する事業の内容に係るものを添付するものとする。

(完了報告)

第5条 要綱第10条第2項の完了報告書には、次の各号に掲げる関係書類を添付するものとする。

(1) 啓発資料の作成

- ア 作成した啓発資料の写し 1部
- イ 印刷やコピーをした場合は、印刷費等の明細付領収書又はそれに準ずるもの
- ウ 物品を購入した場合は、購入費等の明細付領収書又はそれに準ずるもの
- エ 防災学習実施報告書（別紙7）

(2) 学習会の実施

- ア 学習会を実施したことがわかる写真、書類等
- イ 講師の報償費又は旅費については、明細付領収書又はそれに準ずるもの
- ウ 印刷やコピーをした場合は、印刷費等の明細付領収書又はそれに準ずるもの
- エ 物品を購入した場合は、購入費等の明細付領収書又はそれに準ずるもの
- オ 学習会で配付した資料の写し 1部
- カ 防災学習実施報告書（別紙7）

(3) 防災研修の実施

- ア 防災研修を実施したことがわかる写真、書類等
- イ 施設利用料の費用明細が分かる領収書又はそれに準ずるもの
- ウ 講師の報償費については、明細付領収書又はそれに準ずるもの
- エ 交通費（バスの借り上げ代、バスの高速道路利用料等）の明細付領収書又はそれに準ずるもの
- オ 防災学習実施報告書（別紙7）

(4) 防災訓練の実施

- ア 訓練内容が確認できる写真、書類等

- イ 印刷やコピーをした場合は、印刷費等の明細付領収書又はそれに準ずるもの
- ウ 物品を購入した場合は、購入費等の明細付領収書又はそれに準ずるもの
- (5) 危険箇所の調査及び地域での情報共有（防災マップの作成・配布等）
 - ア 完成した防災マップ 1部
 - イ デザイン等を業者委託した場合は、委託費の明細付領収書又はそれに準ずるもの
 - ウ 印刷やコピーをした場合は、印刷費等の明細付領収書又はそれに準ずるもの
- (6) 避難経路及び避難場所の簡易な整備
 - ア 実施前、実施中及び実施後の現場写真
 - イ 物品の購入費等の明細付領収書及びその写真又はそれに準ずるもの
- (7) 防災資機材の購入
 - ア 購入費等の明細付領収書及び資機材等の写真
 - イ 防災倉庫又は防火用資機材を設置した場合は、設置後の写真
- (8) 自主防災組織連合会の開催及び運営
 - ア 会議を実施したことがわかる写真、資料等
 - イ 印刷やコピーをした場合は、印刷費などの明細付領収書又はそれに準ずるもの
 - ウ 通信費が発生した場合は、通信費などの明細付領収書又はそれに準ずるもの
- (9) その他の事業
 - ア 物品の購入費等の明細付領収書又はそれに準ずるもの及びその写真
 - イ 事業内容が分かる資料等

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月3日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(特例)

2 この要領（高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要領の規定中読点として表記する「、」を「、」に改める改正規定に限る。）は、この要領の施行の日前に施行された高知市自主防災組織等育成強化事業費補助金交付要領についても適用する。

別表1 (補助対象経費一覧)

補助対象経費	細目 (例)
(1) 防災学習の実施に係る費用	○学習会の開催に係る消耗品、会場費、手話通訳等に要する費用 ○講師謝金・旅費等 ○視察研修に係る経費○防災啓発の資料作成費用及び郵送料
(2) 防災訓練の実施に係る費用	○訓練で使用する消耗品 (消火訓練で使用する消火器の詰め替え、避難所運営訓練で使用する簡易トイレの処理剤等) に要する経費 ○損害保険料やアドバイザーへの謝金・旅費等 ○訓練の案内や周知に係る費用 ○訓練に必要な物品のレンタル費用 ○訓練で使用する反射板ベスト・腕章等の購入費 ○災害時に起こる状況を想定した実践的な炊き出し訓練に係る食材費
(3) 危険箇所の調査及び地域での情報共有に係る費用	○防災マップの作成及び周知に係る経費 (資料の印刷費、郵送料等) ○ワークショップを開催する際の資料印刷費やアドバイザー等への謝金・旅費等
(4) 避難経路及び避難場所の簡易な整備に係る費用	○避難路・避難場所の維持管理に係る消耗品 (草刈り機等の替刃、チェーンソーオイル、軍手、蚊取り線香等) に要する経費 ○避難路・避難場所の簡易な整備に係る材料費 (誘導灯、ガードレール、セメント等) に要する経費 ○簡易な整備に必要な機械レンタル等に係る経費、損害保険料
(5) 防災資機材の購入に係る費用	○補助対象物品例は、別表2のとおり
(6) 自主防災組織連合会の開催及び運営に係る費用	○総会・役員会などの案内から開催までに係る消耗品、会場費等に要する経費
(7) (1) から (4) 及び (6) の活動に必要な事務用品や作業用品の購入に係る費用	○補助対象物品例は、別表3のとおり

※ 使用用途、数量、同等品との価格差等により、補助対象外となる場合がある。

※ 防災訓練の実施を行う際には、できる限り消防団と連携すること。

※ 炊き出し訓練を行う場合は、(1)～(4)の取組 (事業費が発生しない取組も含む。) から1つ以上選択して行うこと。

※ 炊き出し訓練を補助対象経費とする場合は、当年度につき1回を限度とし、一人分の食材費は300円を限度とする。

別表 2 (補助対象物品例)

防災資機材	内容 (例)
防災倉庫	防災倉庫、資機材用収納箱等
防火用資機材	消火器、消火器格納箱、消火栓ボックス式、可搬式動力ポンプ、バケツ等
救助・救護用資機材	チェーンソー、ジャッキ、ハンマー、バール、のこぎり、おの、掛矢、スコップ、つるはし、リヤカー、一輪車、コードリール、はしご、ロープ、投光器、担架・ストレッチャー、ブルーシート、テント (着替え用含む)、ヘルメット、懐中電灯・ランタン、ライフジャケット、ベルトスリング、ステンレスシャックル、踏み抜き防止インソール、ボルトクリッパー、ディスクグラインダー、レバブロック、チェーンブロック、救急箱、レインコート、車いす、救助工具セット等
情報伝達用資機材	トランシーバー、拡声器、ハンドマイク、ハンドメガホン、ポータブルスピーカーセット (放送設備は除く) 等
給食・給水用資機材	大型かまど、大鍋、ガス釜、やかん、大釜、平釜、カセットコンロ、かまどセット、包丁、食器類 (使い捨てに限る)、ガス炊飯器、浄水器等
避難路・避難場所整備用資機材	草刈り機、鎌、フロアー、剪定ばさみ、鉋、ほうき、熊手、防塵用ゴーグル・マスク、防護用レガース等
救護用スペースや避難場所等の待機スペース確保に必要となるもの	簡易トイレ (トイレ処理剤含む)、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、避難マット、エアーマット、机・椅子、アルミシート (ブランケット型)、ストーブ等
その他	水中ポンプ、発電機、ラジオ、水タンク、ジャグタンク、給水袋等

別表 3 (補助対象物品例)

事務用品	筆記用具類、定規、はさみ、カッター、ホッチキス (本体)、クリアファイル、クリップ、ダブルクリップ
作業用物品	ビブス、腕章、名札、メガホン、フェイスシールド、メジャー、ロープ、ブルーシート、防塵用マスク、防塵用ゴーグル、プロテクター、ほうき、おたま、包丁、まな板

※ 当年度中に実施する防災学習、防災訓練、危険箇所の調査及び地域での情報共有、避難経路及び避難場所の簡易な整備、自主防災組織連合会の開催及び運営の実施に使用する場合に限る。